

# 労働時間制度の概要

## 1 労働時間

「労働時間」とは一般的に使用者の指揮監督のもとにある時間のことをいい、必ずしも現実に精神又は肉体を活動させていることを要件としていません。したがって、作業のために待機している時間も労働時間にあたります。

始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を除いた時間が労働時間となります。

## 2 法定労働時間（法第32条等）

法定労働時間は、次の特例措置を除き、全規模・全業種（農業、畜産・水産業を除く）において1週40時間となっています。なお、1日の法定労働時間は、いずれの場合も8時間です。

- ・特例措置対象事業場（常時10人未満の労働者を使用する商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く。）、保健衛生業、接客娯楽業）……1週44時間

### ○留意点

ア 1週間とは、就業規則その他別段の定めがない限り、日曜日から土曜日までのいわゆる暦週をいいます。

イ 1日とは、午前0時から午後12時までのいわゆる暦日をいうものですが、継続勤務が二暦日にわたる場合には、たとえ暦日を異にする場合でも1勤務として取り扱い、当該勤務は始業時刻の属する日の労働として当該日の「1日」の労働として取り扱います。

ウ 常時10人未満の労働者を使用するとは、個々の事業場単位で常態として10人未満の労働者を使用しているという意味です。例えば、週2日しか勤務しないパートタイム労働者等であっても、継続的に当該事業場で労働している者は労働者の数に入ります。

エ 適用事業場については、原則として場所的観念によって決定することになりますので、例えば支店、工場等で場所が分散している場合は、それぞれが、1つの事業場となります。

## 3 変形労働時間制

変形労働時間制は、繁忙期の所定労働時間を長くするかわりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑や特殊性に応じて、所定労働時間をあらかじめ傾斜的に配分することを可能とするものです。

これは、サービス経済化に伴う就業形態の複雑化に対応するとともに、週休2日制の採用、年間休日日数の増加、業務の繁閑に応じた労働時間の配分などについて、労使自ら労働時間の短縮を工夫し、進めてゆくことを容易にするためでもあります。法においては、次の4種類の変形労働時間制が認められています。

- (1) 1箇月単位の変形労働時間制
- (2) フレックスタイム制
- (3) 1年単位の変形労働時間制
- (4) 1週間単位の非定型的変形労働時間制